

公印省略

7 薬 第 4 7 6 号
令和 7 年 5 月 9 日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課生産指導係)

令和 7 年度毒物劇物取扱者試験の実施について

毒物及び劇物取締法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験について、別添「令和 7 年度毒物劇物取扱者試験実施要領」のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

なお、福岡県公報（令和 7 年 5 月 9 日第 5 9 3 号）及び福岡県庁ホームページにて公表していることを申し添えます。

令和7年度毒物劇物取扱者試験実施要領

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 種別

ア 一般（全ての毒物劇物）

製造（輸入）業、一般販売業又は業務上取扱者において、取扱責任者となることができる。

イ 農業用品目（農業用品目に該当する毒物劇物）

農業用品目のみ取り扱う輸入業又は農業用品目販売業において、取扱責任者となることができる。

ウ 特定品目（特定品目に該当する劇物）

特定品目のみ取り扱う輸入業又は特定品目販売業において、取扱責任者となることができる。

(2) 試験科目

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(3) 日時及び場所

ア 日時

令和7年8月5日（火） 10:00～12:00

※ 試験開始後、30分以上遅刻した場合には受験を認めない。

※ 台風等の自然災害の影響により試験が実施できないと判断した場合は、予備日を令和7年8月19日（火）10:00から12:00までとして実施予定。

※ 試験に関する最新情報は福岡県薬務課ホームページで公表するため、定期的に確認すること。

イ 場所

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願

※ 本籍の欄は都道府県名のみ記入すること。

イ 写真台帳

※ 写真(申込前 6 月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型 4 cm×3 cm で、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)を、写真貼付欄にのりづけすること。

(2) 試験手数料

10,500 円

※ 福岡県領収証紙により納付(領収証紙納付書に貼付)すること。ただし、県保健福祉(環境)事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。

※ 試験手数料は申込み受付後、一切返還しない。

(3) 提出先

ア 福岡県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉(環境)事務所又は市保健所(北九州市、福岡市(各区保健福祉センター)及び久留米市)に持参すること。

※ 郵送では受け付けない。

イ ア以外の者

福岡県保健医療介護部薬務課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7)に持参又は郵送すること。

※ 郵送の場合は、必ず書留とすること。

4 受付期間

令和 7 年 6 月 4 日(水)～13 日(金)(土日を除く。)

8:30～17:00(福岡市各区保健福祉センターのみ 9:00～17:00)

※ 郵送の場合は、当日消印有効。

※ 申込み受付後の変更は認めないので、記入ミスのないよう十分確認した上で提出すること。

5 合格発表

(1) 令和 7 年 9 月 5 日(金)9 時、合格者の受験番号を福岡県保健医療介護部薬務課、県保健福祉(環境)事務所及び市保健所に掲示するとともに、福岡県薬務課ホームページに掲載する。

(2) 試験合格者には合格証を交付する。

合格証は、受験願を提出した県保健福祉(環境)事務所又は市保健所にて交付する。

なお、福岡県保健医療介護部薬務課に受験願を提出した者に対しては、合格証を郵送する。

6 その他

身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願の最下段余白にその旨朱書きするとともに、窓口にて申し出ること（後日、可能な対応について相談させていただきます）。

なお、「身体上の都合」とは、身体の障がいや怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。